

一独立行政法人国立病院機構一

設計変更工事の実施による増額分の支払が会計規程等に違反

1件 不当金額(支出) 3582万円

1 建替整備工事等に係る契約事務の概要

(1) 建替整備工事の概要

独立行政法人国立病院機構が設置した独立行政法人国立病院機構佐賀病院(病院)は、平成25年度から29年度までの間に、既存の外来管理棟を解体し、その跡地に外来管理棟を新築するとともに、病棟の改修を行うなどの工事(建替整備工事)を実施するために、25年9月に、建替整備工事の施工を請け負わせる契約を東洋建設株式会社(建設会社)と契約金額34億7865万円で締結し、その後、ヘリポートを追加するなどの設計変更に係る契約変更を行っている(契約変更後の契約金額38億8675万円)。

(2) 機構の契約事務及び施設整備業務の概要

独立行政法人国立病院機構会計規程(会計規程)等によれば、経理責任者(病院にあっては院長)は、契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約代金の支払の時期等を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。そして、経理責任者は、施設整備について、設計変更に伴い契約変更手続の必要が生じたときは、その都度、遅滞なく、変更契約書を請負者と取り交わすこととされている。また、請負契約等を締結する場合には、原則として、競争契約によることとされている。ただし、予定価格が250万円を超えない工事をさせる場合等には、機構に設置された契約監視委員会(監視委)の事前点検を受けずに随意契約によることとされている。

(3) 設計変更工事の実施

病院は、前記のヘリポートを追加するなどの設計変更のほか、建替整備工事のうち外来管理棟の新築工事において、外来窓口にシャッターを設置するなどの工事を、また、病棟の改修工事において、売店を改修するなどの工事(これらを「設計変更工事」)を設計変更を行って実施している。

2 検査の結果

病院は、建設会社に指示して設計変更工事を実施していたが、外来管理棟の新築工事及び病棟の改修工事の引渡しを受け、設計変更工事に係る増額分が計3582万円となることを認識した後においても、契約変更の手続を行っておらず、変更契約書を建設会社と取り交わしていなかった。

そして、病院は、実際は設計変更工事に基づく支払であるのに、既に終了した設計変更工事の増額分について、監視委の事前点検の対象とならない1契約当たりの契約金額が250万円を超えない随意契約により支払うこととして、建設会社に対して、上記の増額分を分割した契約関係書類を作成するよう指示した。建設会社は、増額分を17契約に分割して、それぞれの契約について、新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類を作成し、病院は、この契約関係書類により随意契約を締結した。その後、病院は、増額分について、これらの契約関係書類に基づき、17契約分計3582万円を建設会社に対して支払っていた。

したがって、上記のとおり、病院が、契約変更の手続を行わず、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類を作成させ、これらに基づき支払を行っていた事態は、会計規程等に違反して不当と認められる。